

○船橋市交通安全対策会議規則

平成13年3月30日

規則第16号

改正 平成14年3月29日規則第3号

平成24年3月28日規則第16号

令和2年3月2日規則第9号

船橋市交通安全対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市交通安全基本条例（平成13年船橋市条例第16号）第6条第6項の規定に基づき、船橋市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策会議の委員は、20人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(令2規則9・全改)

(会議及び議事)

第4条 対策会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 対策会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 対策会議の庶務は、市民生活部市民安全推進課において処理する。

(平14規則3・平24規則16・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第3号）抄

(施行規則)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。